

## 直轄道路の地方への移管について

平成 26 年 7 月  
国土交通省 道路局

一般国道の直轄区間の移管については、平成 20 年に地方分権改革推進要綱に盛り込まれたものの、要綱の決定以降に移管協議が整った区間はほとんどなく、これまで十分な進捗が見られませんでした。しかし、具体的な財源措置について盛り込んだ「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」が昨年 12 月に閣議決定されたことから、これに基づき、本年 1 月から移管に関する個別協議を実施した結果、6 月末時点において、合計約 540 km について移管予定時期を含め合意し、今年 4 月には、約 14 km を移管いたしました。

なお、協議に時間を要し、合意に至っていないものについては、引き続き協議を進めてまいります。

また、東日本大震災等の大規模災害の発生、老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化等を踏まえ、地方が管理する道路の直轄編入を含めた直轄事業の対象の見直しについても、引き続き対応を検討してまいります。

(参考) 地方分権推進委員会第 1 次勧告 (H20. 5. 28) 以降の、地方への移管実績

平成 21 年度 : 2 箇所 6 km

平成 22 年度 : 無し

平成 23 年度 : 無し

平成 24 年度 : 1 箇所 4 km

平成 25 年度 : 無し